

平成 28 年度公共交通関連予算及び事業概要

【公共交通事業関連の予算】

	計 (千円)
1. 地域公共交通協議会関連費	790
2. 印刷製本費	800
3. 公共交通環境整備工事費	400
4. 地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会負担金	90
5. 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会分担金	14
6. 東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会負担金	20
7. ノンステップバス導入促進補助金	1,700
8. 高速鉄道等整備基金	30
合計	3,844

【主な事業概要】

2. 印刷製本費:80 万円

- ・越谷市地域公共網形成計画（本編:300 刷、概要版:300 冊）の印刷製本
- ・こしがや公共交通ガイドマップの印刷製本

広告収入の確保については、次ページを参照ください。広告の募集については、広報こしがや、市公式ホームページで今後、募集する予定です。

こしがや公共交通ガイドマップ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が作成するこしがや公共交通ガイドマップに掲載する広告（紙媒体、電子媒体）について、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 1号広告 縦4.5cm×横9cm
- (2) 2号広告 縦4.5cm×横18cm

(掲載する広告数)

第4条 掲載する広告数は、1号広告の規格で6区画分とする。

(広告掲載料)

第5号 広告掲載料は、1回1区画につき、1号広告は30,000円、2号広告は、60,000円とする。

(広告掲載料の還付)

第6条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは還付する。

(広告内容)

第7条 広告主は、広告の内容及びデザイン等がこしがや公共交通ガイドマップのイメージを損なうことのないよう、市都市計画課と調整しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めがあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成28年5月20日から施行する。

3. 公共交通環境整備工事費:40万円

路線のバス停において、高齢者や障がい者など誰もが利用しやすいバス停環境を整備するための工事費

- ・平成28年度 バス停名「花田一丁目南」周辺の花壇の一部撤去 1か所

7. ノンステップバス導入促進補助金:170万円

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の「公共交通事業者等の基準適合義務等」で、車両等を新たにその事業の用に供するときは、「公共交通等円滑化基準」に適合させなければならないとなっており、バス車両について、低床バスとすることとなっております。

越谷市においても、国、県との連携のもと、バスの利便性を高める取り組みとして、高齢者や児童にも乗り入れが容易であり、補助スロープ等により車いすでの乗降もスムーズに行えるノンステップバスをバス事業者が導入する際に補助金を交付することで、側面的な支援を行うものです。

- ・平成28年度 6台（予定）